



盛岡市プレスリリース

～みらいへとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”～

令和7年4月24日
環境部 環境企画課

市政記者クラブ加盟社 各位

電気自動車導入促進補助事業の実施について

盛岡市では、気候変動対策の取組の一環として、盛岡市電気自動車導入促進補助金交付事業を実施しています。周知について御協力をお願いいたします。

記

- 1 事業概要 「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」に基づき、市内のクリーンエネルギー自動車の普及を目指し、電気自動車(EV)の導入経費の一部を助成します。
- 2 事業期間 令和7(2025)年4月1日(火)から令和8(2026)年2月27日(金)まで
- 3 補助対象者
 - ・盛岡市内に住所を有し、市税を滞納していない個人
 - ・自己が使用するために導入し、継続して使用する意思がある
 - ・過去にこの補助金の交付を受けていない
 - ・市暴力団排除条例に該当しない
- 4 補助対象車
 - ・年度内に初年度登録が完了する電気自動車(EV)
(二輪車や超小型モビリティを除く。新車(リースを除く)に限る。)
 - ・使用の本拠の位置が盛岡市内
 - ・乗用 ・自家用
- 5 補助上限額 10万円
※国の補助金と併用可能
- 6 その他 募集に係る詳細は、盛岡市公式ホームページにて公開しています。
「盛岡市電気自動車導入促進補助金(令和7年度)のお知らせ」又は広報ID「1047508」で検索できます。

【問い合わせ先】

盛岡市環境部環境企画課
担当：小笠原(おがさわら)
電話：019-626-3754



電気自動車導入促進補助金

令和7年 **4月1日** (火) から受付開始！

自動車から排出される二酸化炭素量の削減を図り気候変動対策を進めるため、電気自動車(EV)の導入経費の一部を助成します。

補助 対象者

- ・盛岡市内に住所を有し、市税を滞納していない**個人**
- ・自己が使用するために導入し、継続して使用する意思がある
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない
- ・市暴力団排除条例に該当しない

補助 対象 車両

- ・年度内に初年度登録が完了する**電気自動車 (EV)**
(二輪車や超小型モビリティを除く。新車 (リースを除く) に限る。)
- ・使用の本拠の位置が盛岡市内
- ・乗用 ・自家用

納車前に
申請！

国の補助金と
併用可能！

EV車限定
(軽自動車含む)

／補助金額／

～ **10万円**

予算がなくなり次第終了します。

申請・お問い合わせ

盛岡市環境企画課 019-626-3754
環境みらい係 kankyou@city.morioka.iwate.jp

詳しくは
こちらから！

